

山梨県外部評価委員会・山梨県衛生環境研究所外部評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県立試験研究機関における評価指針（平成13年3月策定）及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）に基づき、山梨県衛生環境研究所（以下「研究所」という。）の試験研究機能の向上及び試験研究活動の説明責任の確保並びに人間の尊厳及び人権の保護のために設置する山梨県外部評価委員会・山梨県衛生環境研究所外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 研究所の事業内容及び研究内容等運営全般に関する評価。
- 二 研究所で実施する調査研究課題に関する評価。ただし、国等において別途評価が実施されるものを除く。
- 三 前号の調査研究課題のうち、人を対象とする調査研究又は人体から取得された試料を用いる調査研究について、倫理指針に基づく倫理的及び社会的観点からの審査（以下「倫理審査」という。）。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、審査の対象としない。
 - イ 法令の規定により実施される研究
 - ロ 法令の定める基準の適応範囲に含まれる研究
 - ハ 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究
 - (1) 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報
 - (2) 既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。）
 - (3) 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報

(組織)

第3条 委員会は7名以内の男女両性の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び優れた識見を有する者から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員の退任等により、後任者を補充する必要がある場合には、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、又は委員の要請を受けて、委員会を招集することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席及び男女両性の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、倫理審査の意見は、出席した委員全員の合意を原則とし、原則によらず過半数等で決した場合には、少数意見を付記するものとする。
- 5 会長は、定足数及び議決数に計上するものとする。
- 6 委員会の開催形式は委員招集を原則とし、必要に応じ招集以外の開催も可とする。

(公表)

第6条 委員会の会議の公開並びに会議結果、会議資料及び会議録等の公表は、審議会の会議の公開等に関する指針（平成20年2月5日制定）に定めるところにより行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、第2条の所掌事項を執行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究所の企画情報科において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。